

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(町田市地域センター条例の一部改正)

第1条 町田市地域センター条例（昭和57年9月町田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

センターの名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前 9時から 正午まで）	午後（午後 1時から 午後5時 まで）	夜間（午後 5時30 分から午 後10時 まで）	全日（午前 9時から 午後10 時まで）
町田市忠生市民セ ンター	ホール	2,390	3,150	3,150	8,690
	会議室1	760	1,010	1,010	2,780
	会議室2	450	660	660	1,770
	会議室3	610	860	860	2,330
	和室	760	1,010	1,010	2,780
	多目的室A	910	1,220	1,220	3,350
	多目的室B	450	660	660	1,770
	多目的室C（保 育室）	910	1,220	1,220	3,350
	多目的室D	760	1,010	1,010	2,780
	料理講習室	910	1,220	1,220	3,350

町田市鶴川市民センター	ホール	2,390	3,150	3,150	8,690
	第1会議室	760	1,010	1,010	2,780
	第2会議室	1,220	1,620	1,620	4,460
	和室(1)	760	1,010	1,010	2,780
	和室(2)	300	400	400	1,100
	音楽室	760	1,010	1,010	2,780
	小会議室(保育室)	300	400	400	1,100
町田市南市民センター	ホール	2,390	3,150	3,150	8,690
	第1会議室	760	1,010	1,010	2,780
	第2会議室	910	1,220	1,220	3,350
	和室(1)	760	1,010	1,010	2,780
	和室(2)(保育室)	450	660	660	1,770
	音楽室	760	1,010	1,010	2,780
町田市なるせ駅前市民センター	ホール	1,520	2,080	2,080	5,680
	第1A会議室	760	1,010	1,010	2,780
	第1B会議室	610	860	860	2,330
	第2A会議室	300	400	400	1,100
	第2B会議室	300	400	400	1,100
	和室(保育室)	450	660	660	1,770
町田市堺市民センター	ホール	2,390	3,150	3,150	8,690

ター	第1会議室	760	1,010	1,010	2,780
	第2会議室	610	860	860	2,330
	第3会議室	300	400	400	1,100
	和室(1)	450	660	660	1,770
	和室(2)(保育室)	200	250	250	700
	音楽室	610	860	860	2,330
町田市小山市民センター	ホール	2,390	3,150	3,150	8,690
	第1会議室	1,220	1,620	1,620	4,460
	第2会議室	450	660	660	1,770
	第3会議室	450	660	660	1,770
	和室	910	1,220	1,220	3,350
	音楽室	610	860	860	2,330
	多目的室(保育室)	450	660	660	1,770
	いこいの間	無料開放	無料開放	1,830	
町田市木曾山崎コミュニティセンター	ホール	2,390	3,150	3,150	8,690
	A館会議室	760	1,010	1,010	2,780
	A館和室	610	860	860	2,330
	A館音楽室	760	1,010	1,010	2,780
	A館小会議室(保育室)	300	400	400	1,100

	B館大会議室	1,220	1,620	1,620	4,460
	B館会議室	300	400	400	1,100
	B館和室	300	400	400	1,100
町田市成瀬コミュニティセンター	ホール	2,390	3,150	3,150	8,690
	第1会議室	450	660	660	1,770
	第2会議室	450	660	660	1,770
	和室（保育室）	300	400	400	1,100
	音楽室	760	1,010	1,010	2,780
	多目的室A	760	1,010	1,010	2,780
	多目的室B	760	1,010	1,010	2,780
	多目的室C	1,220	1,620	1,620	4,460
	美術工芸室	760	1,010	1,010	2,780
町田市つくし野コミュニティセンター	ホール	1,520	2,080	2,080	5,680
	第1会議室	450	660	660	1,770
	第2会議室	910	1,220	1,220	3,350
	和室（保育室）	450	660	660	1,770
	音楽室	610	860	860	2,330
町田市木曾森野コミュニティセンター	ホール	1,520	2,080	2,080	5,680
	第1会議室	1,220	1,620	1,620	4,460
	第2会議室	610	860	860	2,330
	和室（保育室）	610	860	860	2,330

	音楽室	760	1,010	1,010	2,780
町田市三輪コミュニティセンター	ホール	1,520	2,080	2,080	5,680
	第1会議室	450	660	660	1,770
	第2会議室	610	860	860	2,330
	第3会議室	200	250	250	700
	第4会議室	610	860	860	2,330
	第5会議室	300	400	400	1,100
	和室（保育室）	450	660	660	1,770

別表第2の2の表中「500円」を「520円」に、「800円」を「830円」に改める。

（町田市民フォーラム条例の一部改正）

第2条 町田市民フォーラム条例（平成11年9月町田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

施設の名称		使用単位及び使用料（円）				
		午前	午後	夜間	全日	
ホール		8,700	11,610	11,610	31,920	
活動諸室	視聴覚室	1,680	2,240	2,240	6,160	
	調理室	3,360	3,360	3,870	10,590	
	和室（水屋 は和室（3） に含む。）	（1）	550	710	710	1,970
		（2）	550	710	710	1,970
		（3）	300	400	400	1,100

第1学習室	A	710	960	960	2,630
	B	710	960	960	2,630
第2学習室	A	710	960	960	2,630
	B	710	960	960	2,630

別表2の表グランドピアノの項、ホール内ビデオ上映設備一式の項及び視聴覚室内ビデオ上映設備一式の項中「1,500円」を「1,570円」に改め、同表可動式ビデオ上映設備一式の項中「1,000円」を「1,040円」に改め、同表書画カメラの項中「500円」を「520円」に改める。

(町田市男女平等推進センター条例の一部改正)

第3条 町田市男女平等推進センター条例（平成11年9月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,300」を「1,320」に、「1,700」を「1,730」に、「4,700」を「4,780」に改める。

(町田市民ホール条例の一部改正)

第4条 町田市民ホール条例（平成17年6月町田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設の利用料金

施設の名称等		利用単位及び利用料金			
		午前	午後	夜間	全日
ホ ー ル	月曜日か ら金曜日 まで	14,660円	25,140円	39,800円	70,190円
	土曜日、	18,850円	33,520円	44,000円	88,000円

	日曜日及 び休日				
会 議 室	第1会議 室	3,660円	4,190円	4,710円	11,520円
	第2会議 室	3,660円	4,190円	4,710円	11,520円
	第3会議 室	3,660円	4,190円	4,710円	11,520円
	第4会議 室	7,330円	8,380円	9,420円	23,040円
	第5会議 室	1,570円	2,090円	2,610円	5,760円
練習室		2,090円	2,090円	2,090円	6,270円
ギ ャ ラ リ ー	第1ギャ ラリー				5,230円
	第2ギャ ラリー				8,380円

別表1の表中備考4を備考5とし、備考1から備考3までを備考2から備考4までとし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 施設の利用単位は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後4時30分まで、夜間は午後5時30分から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。ただし、会議室の利用単位は、午前は午前9時から午後零時30分まで、午後は午後1時から午後5時までとする。

別表1の表備考に次のように加える。

6 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表2の表ホールの項中「5,000円」を「5,230円」に、「10,000円」を「10,470円」に、「23,500円」を「24,610円」に、「4,500円」を「4,710円」に改め、同表会議室、練習室又はギャラリーの項中「2,000円」を「2,090円」に改め、同表備考中「前項の」を「1の表に規定する」に改める。

(町田市フォトサロン条例の一部改正)

第5条 町田市フォトサロン条例（平成20年12月町田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1展示室（附属設備を含む。）の項中「2,000円」を「2,090円」に改め、同表第2展示室（附属設備を含む。）の項中「1,000円」を「1,040円」に改める。

(町田市鶴川緑の交流館条例の一部改正)

第6条 町田市鶴川緑の交流館条例（平成23年6月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表1の表ホールの項中「3,200円」を「3,350円」に、「4,200円」を「4,400円」に改め、同表活動諸室の項中「350円」を「360円」に、「1,900円」を「1,990円」に、「1,300円」を「1,360円」に改め、同表備考に次のように加える。

4 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表2の表ホールの項中「1,200円」を「1,250円」に、「2,600円」を「2,720円」に、「5,400円」を「5,650円」に、「1,000円」を「1,040円」に、「1,600円」を「1,670円」に改め、同表活

動諸室の項中「350円」を「360円」に、「460円」を「480円」に、「2,600円」を「2,720円」に、「5,400円」を「5,650円」に、「1,600円」を「1,670円」に、「800円」を「830円」に改める。

(町田市体育施設条例の一部改正)

第7条 町田市体育施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3 休館日・休場日の欄中「規定する休日」の次に「(以下「休日」という。)」を加える。

別表第4の1(1)の表を次のように改める。

(1) 専用利用の場合の利用料金

ア スポーツに利用する場合

施設の名称等			利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをして ない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
					入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の金 額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
町田市 立総合 体育館	メイ ンア リー ナ	全面	3時 間	9,110 円	18,22 0円	27,34 0円	36,45 0円
		2/ 3面	3時 間	6,070 円	12,15 0円	18,22 0円	24,30 0円
		1/ 3面	3時 間	3,030 円	6,070 円	9,110 円	12,15 0円

	サブ アリーナ	全面	3時 間	4,190 円	8,380 円	12,570 円	16,760 円
		1 / 2面	3時 間	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円
	小体育室		3時 間	1,880 円	3,770 円	5,650 円	7,540 円
	第1武道場		3時 間	2,400 円	4,810 円	7,220 円	9,630 円
	第2武道場		3時 間	2,400 円	4,810 円	7,220 円	9,630 円
	和洋弓場		3時 間	2,400 円	4,810 円	7,220 円	9,630 円
	町田市 立室内 プール	25 メー トル プー ル	平日	2時 間	15,710 円	31,420 円	47,140 円
日曜 日・ 休日			2時 間	18,850 円	37,710 円	56,570 円	75,420 円
50 メー トル プー ル		平日	2時 間	31,420 円	62,850 円	94,280 円	125,710 円
		日曜 日・ 休日	2時 間	37,710 円	75,420 円	113,140 円	150,850 円
三輪みどり山球場		2時 間	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円	

成瀬クリーン センターテニ スコート	1面	2時 間	1,040 円	2,090 円	3,140 円	4,190 円
緑ヶ丘グラウンド		2時 間	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円

イ その他の事業等に利用する場合

施設の名称等			利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
					入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の金 額のと き。	入場料が 3,000 円以上の金 額のと き。
町田市 立総合 体育館	メイ ンア リー ナ	全面	3時 間	182,2 80円	227,8 50円	273,4 20円	319,0 00円
		2/ 3面	3時 間	121,5 20円	151,9 00円	182,2 80円	212,6 60円
		1/ 3面	3時 間	60,76 0円	75,95 0円	91,14 0円	106,3 30円
	サブ ア リー ナ	全面	3時 間	83,80 0円	104,7 60円	125,7 10円	146,6 60円
		1/ 2面	3時 間	41,90 0円	52,38 0円	62,85 0円	73,33 0円

	小体育室	3 時 間	3 7, 7 1 0 円	4 7, 1 4 0 円	5 6, 5 7 0 円	6 6, 0 0 0 円	
	第 1 武道場	3 時 間	4 8, 1 9 0 円	6 0, 2 3 0 円	7 2, 2 8 0 円	8 4, 3 3 0 円	
	第 2 武道場	3 時 間	4 8, 1 9 0 円	6 0, 2 3 0 円	7 2, 2 8 0 円	8 4, 3 3 0 円	
	和洋弓場	3 時 間	4 8, 1 9 0 円	6 0, 2 3 0 円	7 2, 2 8 0 円	8 4, 3 3 0 円	
町田市 立室内 プール	2 5 メー トル プー ル	平日	2 時 間	3 1 4, 2 8 0 円	3 9 2, 8 5 0 円	4 7 1, 4 2 0 円	5 5 0, 0 0 0 円
		日曜 日・ 休日	2 時 間	3 7 7, 1 4 0 円	4 7 1, 4 2 0 円	5 6 5, 7 1 0 円	6 6 0, 0 0 0 円
	5 0 メー トル プー ル	平日	2 時 間	6 2 8, 5 7 0 円	7 8 5, 7 1 0 円	9 4 2, 8 5 0 円	1, 1 0 0, 0 0 0 円
		日曜 日・ 休日	2 時 間	7 5 4, 2 8 0 円	9 4 2, 8 5 0 円	1, 1 3 1, 4 2 0 円	1, 3 2 0, 0 0 0 円
三輪みどり山球場		2 時 間	4 1, 9 0 0 円	5 2, 3 8 0 円	6 2, 8 5 0 円	7 3, 3 3 0 円	
成瀬クリーン センターテニ スコート	1 面	2 時 間	2 0, 9 5 0 円	2 6, 1 9 0 円	3 1, 4 2 0 円	3 6, 6 6 0 円	
緑ヶ丘グラウンド		2 時	4 1, 9 0	5 2, 3 8	6 2, 8 5	7 3, 3 3	

	間	0円	0円	0円	0円
--	---	----	----	----	----

ウ 会議室の利用料金

施設の名称等		利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをして ない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
				入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の金 額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
町田市 立総合 体育館	第1会議室	3時 間	520円	1,040 円	1,570 円	2,090 円
	第2会議室	3時 間	520円	1,040 円	1,570 円	2,090 円
町田市 立室内 プール	会議室	3時 間	1,040 円	2,090 円	3,140 円	4,190 円

備考 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間（当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。）につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第4の1（2）の表中「300円」を「310円」に改め、同表備考5に後段として次のように加える。

この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるも

のとする。

別表第4の3の表照明設備の項中「10,800円」を「11,310円」に、「21,600円」を「22,620円」に、「8,100円」を「8,480円」に、「16,200円」を「16,970円」に、「5,400円」を「5,650円」に、「7,200円」を「7,540円」に、「14,400円」を「15,080円」に、「3,600円」を「3,770円」に、「2,700円」を「2,820円」に、「1,800円」を「1,880円」に、「1,400円」を「1,460円」に、「2,800円」を「2,930円」に、「400円」を「410円」に、「800円」を「830円」に改め、同表放送設備の項中「3,100円」を「3,240円」に、「6,200円」を「6,490円」に改め、同表得点表示設備の項中「12,000円」を「12,570円」に、「24,000円」を「25,140円」に改め、同表電光表示設備の項中「15,000円」を「15,710円」に、「30,000円」を「31,420円」に改め、同表水深加算の項中「62,000円」を「64,950円」に、「124,000円」を「129,900円」に改める。

(町田市立国際版画美術館条例の一部改正)

第8条 町田市立国際版画美術館条例（昭和61年9月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第3条関係）」に改め、同表一般の項中「1,200円」を「1,250円」に、「800円」を「830円」に改め、同表大学の学生及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者の項中「700円」を「730円」に、「500円」を「520円」に改め、同表中学校の生徒及び小学校の児童の項中「500円」を「520円」に、「300円」を「310円」に改め、同表備考2に後段として次のように加える。

この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第4条関係）」に改め、同表熟覧の項中「500円」を「520円」に改め、同表撮影（1点につき）の項中「300円」を「310円」に、「4,500円」を「4,710円」に、「1,500円」を「1,570円」に改め、別表第3中「別表第3」を「別表第3（第6条関係）」に改め、同表市民展示室の項中「18,000円」を「18,850円」に、同表アトリエの項中「1,200円」を「1,250円」に、「2,400円」を「2,510円」に、「3,600円」を「3,760円」に改め、同表講堂の項中「4,000円」を「4,190円」に、「7,000円」を「7,330円」に、「11,000円」を「11,520円」に改め、同表備考中「規定使用料の半額」を「9,420円」に改める。

（町田市葬具使用条例の一部改正）

第9条 町田市葬具使用条例（平成10年6月町田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表祭壇の項中「70,000円」を「73,330円」に、「36,000円」を「37,710円」に、「48,000円」を「50,280円」に、「25,000円」を「26,190円」に、「20,000円」を「20,950円」に改め、同表テントの項中「2,500円」を「2,610円」に改め、同表椅子の項中「椅子」を「椅子」に改め、同表机（大）の項中「1,000円」を「1,040円」に改め、同表机（小）の項中「600円」を「620円」に改め、同表マイクセットの項中「2,000円」を「2,090円」に改め、同表高張提灯^{ちょうちん}一对の項中「4,000円」を「4,190円」に改め、同表式幕一式（5枚）の項中「5,000円」を「5,230円」に改め、同表銀プレスシートの項中「1,000円」を「1,040円」に改め、同表導師用金^{らん}欄座布団の項中「1,300円」を「1,360円」に改め、同表土足用シート一式（4枚）の項中「2,000円」を「2,090円」に改め、同表座布団一式（5枚）の項中「500円」を「520円」に改め、同表案内提灯^{ちょうちん}の項中「600円」を「620円」に改め、

同表木魚一式の項及び鐘一式の項中「3,000円」を「3,140円」に改め、同表曲録の項中「1,300円」を「1,360円」に改める。

(町田市わくわくプラザ条例の一部改正)

第10条 町田市わくわくプラザ条例(平成5年6月町田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1会議室の項中「600」を「610」に、「850」を「860」に、「2,300」を「2,330」に改め、同表講習室の項中「1,500」を「1,520」に、「2,050」を「2,080」に、「5,600」を「5,680」に改める。

(町田市健康福社会館条例の一部改正)

第11条 町田市健康福社会館条例(昭和63年12月町田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,350」を「2,390」に、「3,100」を「3,150」に、「8,550」を「8,690」に改める。

(町田市子ども創造キャンパスひなた村条例の一部改正)

第12条 町田市子ども創造キャンパスひなた村条例(平成30年7月町田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表1の表ホールの項中「1,600円」を「1,620円」に、「4,800円」を「4,880円」に、「2,300円」を「2,340円」に、「6,900円」を「7,020円」に、「6,200円」を「6,300円」に、「18,600円」を「18,920円」に改め、同表野外炊事場の項中「530円」を「540円」に改め、別表2の表グランドピアノ(ホール)の項中「2,500円」を「2,610円」に改め、同表グランドピアノ(レクリエーションルーム)の項中「500円」を「520円」に改め、同表照明セット(音楽会用)の項中「1,000円」を「1,040円」に改め、同表照明セット(演劇用)の項中「2,500円」を「2,610円」に改め、同表音響セットの項中「1,500円」を「1,570

円」に改める。

(町田市大地沢青少年センター条例の一部改正)

第13条 町田市大地沢青少年センター条例（昭和52年6月町田市条例第45号）

の一部を次のように改正する。

別表1の表本館の項中「10,000円」を「10,470円」に、「13,000円」を「13,610円」に、「1,000円」を「1,040円」に、「1,500円」を「1,570円」に、「2,000円」を「2,090円」に、「3,000円」を「3,140円」に、「4,000円」を「4,190円」に改め、同表キャビンの項中「3,000円」を「3,140円」に、「4,000円」を「4,190円」に改め、同表貸出テントの項及びテントサイトの項中「300円」を「310円」に、「400円」を「410円」に改め、同表工芸室の項中「1,000円」を「1,040円」に、「1,500円」を「1,570円」に、「2,000円」を「2,090円」に改め、別表2の表中「500円」を「520円」に改める。

(町田市自然休暇村条例の一部改正)

第14条 町田市自然休暇村条例（平成17年6月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表宿泊料金（1人1泊につき）の項中「4,000円」を「4,190円」に、「6,000円」を「6,280円」に、「2,500円」を「2,610円」に、「4,500円」を「4,710円」に、「1,500円」を「1,570円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「2,250円」を「2,350円」に、「500円」を「520円」に、「1,000円」を「1,040円」に、「400円」を「410円」に改め、同表休憩料金（1人1回につき）の項中「400円」を「410円」に改め、同表ペット宿泊料金（1頭1泊につき）の項中「500円」を「520円」に、「1,000円」を「1,040円」に改める。

(町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第15条 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例（平成5年6月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第1号中「18,000円」を「18,850円」に改め、同項第2号中「9,000円」を「9,420円」に改める。

別表原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金の項中「18,000円」を「18,850円」に改め、同表原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金の項中「9,000円」を「9,420円」に改める。

（町田市文化交流センター条例の一部改正）

第16条 町田市文化交流センター条例（平成19年12月町田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設の利用料金

施設	名称	定員 (人)	利用単位及び利用料金（円）			
			午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)
会議室	けやき	120	35,090	50,280	37,710	123,080
	けやき東	60	18,850	26,190	19,590	64,630
	けやき西	60	18,850	26,190	19,590	64,630
	サルビア	24	10,470	15,190	11,310	36,970
	サルビア東	12	6,280	8,900	6,600	21,780
	サルビア西	12	6,280	8,900	6,600	21,780
	カトレア	18	7,540	10,470	7,850	25,860
	コスモス	18	7,540	10,470	7,850	25,860

和室	14	6,280	8,900	6,600	21,780
ホール	144	37,710	60,760	45,570	144,040
スタジオ	18	7,540	10,470	7,850	25,860
ギャラリー		3,140	4,190	3,140	10,470
テラス	30	7,540	10,470	7,850	25,860

別表1の表備考に次のように加える。

6 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表2の表ホールの項中「5,000」を「5,230」に「10,000」を「10,470」に、「23,000」を「24,090」に、「15,000」を「15,710」に改め、同表会議室、スタジオ、ギャラリー又はテラスの項中「3,000」を「3,140」に、「5,000」を「5,230」に改め、同表備考1中「前項の」を「1の表に規定する」に改め、同表備考2に後段として次のように加える。

この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(町田市小野路宿里山交流館条例の一部改正)

第17条 町田市小野路宿里山交流館条例（平成26年6月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表土蔵の項中「1,200」を「1,220」に改め、同表製茶場の項中「800」を「810」に改める。

(町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正)

第18条 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年9月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「4,000円」を「4,070円」に、「2,000円」を「2,

030円」に、「1,000円」を「1,010円」に改め、同表4の項中「1,500円」を「1,570円」に改める。

(町田えびね苑条例の一部改正)

第19条 町田えびね苑条例（平成7年12月町田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表一般の項中「300円」を「310円」に、「250円」を「260円」に改める。

(町田市民文学館条例の一部改正)

第20条 町田市民文学館条例（平成18年6月町田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,000円」を「1,040円」に改め、別表第2の1の表大会議室の項中「2,500」を「2,540」に、「2,850」を「2,900」に、「8,200」を「8,340」に改め、同表第6会議室の項中「1,150」を「1,170」に、「1,300」を「1,320」に、「3,750」を「3,810」に改め、同表保育室の項中「600」を「610」に、「700」を「710」に、「2,000」を「2,030」に改め、別表第2の2の表中「1,500円」を「1,570円」に改める。

(町田市公民館条例の一部改正)

第21条 町田市公民館条例（昭和53年9月町田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表1の表を次のように改める。

1 施設使用料

施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前（午前9時から午後0時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）

ホール		4, 1 2 0	4, 7 3 0	4, 1 2 0	1 2, 9 7 0
諸活 動室	学習室 1	9 1 0	1, 0 1 0	9 1 0	2, 8 3 0
	学習室 2	1, 5 7 0	1, 7 8 0	1, 5 7 0	4, 9 2 0
	学習室 3	5 0 0	6 1 0	5 0 0	1, 6 1 0
	学習室 4	5 0 0	6 1 0	5 0 0	1, 6 1 0
	学習室 5	6 1 0	7 1 0	6 1 0	1, 9 3 0
	学習室 6	6 1 0	7 1 0	6 1 0	1, 9 3 0
	学習室 7	8 1 0	9 6 0	8 1 0	2, 5 8 0
	視聴覚室	1, 5 7 0	1, 7 8 0	1, 5 7 0	4, 9 2 0
	調理実習室	1, 7 8 0	2, 0 3 0	1, 7 8 0	5, 5 9 0
	美術工芸室	1, 2 7 0	1, 4 7 0	1, 2 7 0	4, 0 1 0
	プレイルー ム	8 1 0	9 6 0	8 1 0	2, 5 8 0
	音楽室 1	9 1 0	1, 0 6 0	9 1 0	2, 8 8 0
	音楽室 2	5 0 0	6 1 0	5 0 0	1, 6 1 0
	和室 1	1, 0 6 0	1, 2 2 0	1, 0 6 0	3, 3 4 0
	和室 2	7 1 0	8 1 0	7 1 0	2, 2 3 0
保育室	1, 8 8 0	2, 1 3 0	1, 8 8 0	5, 8 9 0	

別表 2 の表ホール内の項中「1, 5 0 0」を「1, 5 7 0」に、「3, 0 0 0」を「3, 1 4 0」に改め、同表視聴覚室内上映設備一式の項中「1, 5 0 0」を「1, 5 7 0」に改め、同表可動式上映設備一式の項中「1, 0 0 0」を「1, 0 4 0」に改める。

(町田市立学校施設の開放に関する条例の一部改正)

第22条 町田市立学校施設の開放に関する条例（平成17年10月町田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表温水プールの項中「300円」を「310円」に改め、同表校庭照明設備の項中「、600円」を「620円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

2 この条例（第15条、第18条及び第19条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用等に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、第7条の規定による改正前の町田市体育施設条例第18条及び第22条の規定による改正前の町田市立学校施設の開放に関する条例第11条第1項の規定により発行された回数利用券は、施行日以後においても、なお使用することができる。

（自動車駐車場の定期駐車券に関する経過措置）

4 第15条の規定による改正後の町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の規定は、施行日以後の期間に係る定期駐車券の発行について適用する。

（廃棄物処理手数料に関する経過措置）

5 第18条の規定による改正後の町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、施行日以後に行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る処理手数料について適用し、施行日前に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る処理手数料については、なお従前の例による。

町田市地域センター条例新旧対照表

改正後						改正前					
別表第2（第4条関係）						別表第2（第4条関係）					
1 施設使用料						1 施設使用料					
センターの名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）				センターの名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
町田市忠生市民センター	ホール	<u>2,390</u>	<u>3,150</u>	<u>3,150</u>	<u>8,690</u>	町田市忠生市民センター	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	会議室1	<u>760</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>2,780</u>		会議室1	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	会議室2	<u>450</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,770</u>		会議室2	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	会議室3	<u>610</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,330</u>		会議室3	<u>600</u>	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	和室	<u>760</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>2,780</u>		和室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	多目的室A	<u>910</u>	<u>1,220</u>	<u>1,220</u>	<u>3,350</u>		多目的室A	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,300</u>
	多目的室B	<u>450</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,770</u>		多目的室B	<u>450</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	多目的室C（保育室）	<u>910</u>	<u>1,220</u>	<u>1,220</u>	<u>3,350</u>		多目的室C（保育室）	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,300</u>
	多目的室D	<u>760</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>2,780</u>		多目的室D	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	料理講習室	<u>910</u>	<u>1,220</u>	<u>1,220</u>	<u>3,350</u>		料理講習室	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,300</u>
町田市鶴川市民センター	ホール	<u>2,390</u>	<u>3,150</u>	<u>3,150</u>	<u>8,690</u>	町田市鶴川市民センター	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	第1会議室	<u>760</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>2,780</u>		第1会議室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	第2会議室	<u>1,220</u>	<u>1,620</u>	<u>1,620</u>	<u>4,460</u>		第2会議室	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>4,400</u>
	和室（1）	<u>760</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>2,780</u>		和室（1）	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略

町田市地域センター条例新旧対照表

改正後						改正前					
町田市 南市民 センター	音楽室	760	1,010	1,010	2,780	町田市 南市民 センター	音楽室	750	1,000	1,000	2,750
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	ホール	2,390	3,150	3,150	8,690		ホール	2,350	3,100	3,100	8,550
	第1会議室	760	1,010	1,010	2,780		第1会議室	750	1,000	1,000	2,750
	第2会議室	910	1,220	1,220	3,350		第2会議室	900	1,200	1,200	3,300
	和室(1)	760	1,010	1,010	2,780		和室(1)	750	1,000	1,000	2,750
	和室(2)(保育室)	450	660	660	1,770		和室(2)(保育室)	450	650	650	1,750
音楽室	760	1,010	1,010	2,780	音楽室	750	1,000	1,000	2,750		
町田市 なるせ 駅前市 民セン ター	ホール	1,520	2,080	2,080	5,680	町田市 なるせ 駅前市 民セン ター	ホール	1,500	2,050	2,050	5,600
	第1A会議室	760	1,010	1,010	2,780		第1A会議室	750	1,000	1,000	2,750
	第1B会議室	610	860	860	2,330		第1B会議室	600	850	850	2,300
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	和室(保育室)	450	660	660	1,770		和室(保育室)	450	650	650	1,750
町田市 堺市民 センター	ホール	2,390	3,150	3,150	8,690	町田市 堺市民 センター	ホール	2,350	3,100	3,100	8,550
	第1会議室	760	1,010	1,010	2,780		第1会議室	750	1,000	1,000	2,750
	第2会議室	610	860	860	2,330		第2会議室	600	850	850	2,300
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	和室(1)	450	660	660	1,770		和室(1)	450	650	650	1,750
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	音楽室	610	860	860	2,330		音楽室	600	850	850	2,300
町田市	ホール	2,390	3,150	3,150	8,690	町田市	ホール	2,350	3,100	3,100	8,550

町田市地域センター条例新旧対照表

改正後						改正前					
小山市 民セン ター	第1会議室	<u>1,220</u>	<u>1,620</u>	<u>1,620</u>	<u>4,460</u>	小山市 民セン ター	第1会議室	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>4,400</u>
	第2会議室	450	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,770</u>		第2会議室	450	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	第3会議室	450	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,770</u>		第3会議室	450	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	和室	<u>910</u>	<u>1,220</u>	<u>1,220</u>	<u>3,350</u>		和室	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,300</u>
	音楽室	<u>610</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,330</u>		音楽室	<u>600</u>	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	多目的室（保 育室）	450	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,770</u>		多目的室（保 育室）	450	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	いこいの間	無料開放	無料開放	<u>1,830</u>			いこいの間	無料開放	無料開放	<u>1,800</u>	
町田市 木曾山 崎コミ ュニテ ィセン ター	ホール	<u>2,390</u>	<u>3,150</u>	<u>3,150</u>	<u>8,690</u>	町田市 木曾山 崎コミ ュニテ ィセン ター	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	A館会議室	<u>760</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>2,780</u>		A館会議室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	A館和室	<u>610</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,330</u>		A館和室	<u>600</u>	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
	A館音楽室	<u>760</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>2,780</u>		A館音楽室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	B館大会議室	<u>1,220</u>	<u>1,620</u>	<u>1,620</u>	<u>4,460</u>		B館大会議室	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>4,400</u>
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
町田市 成瀬コ ミュニ ィセン ター	ホール	<u>2,390</u>	<u>3,150</u>	<u>3,150</u>	<u>8,690</u>	町田市 成瀬コ ミュニ ィセン ター	ホール	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>
	第1会議室	450	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,770</u>		第1会議室	450	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	第2会議室	450	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,770</u>		第2会議室	450	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,750</u>
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	音楽室	<u>760</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>2,780</u>		音楽室	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	多目的室A	<u>760</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>2,780</u>		多目的室A	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>
	多目的室B	<u>760</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>2,780</u>		多目的室B	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,750</u>

町田市地域センター条例新旧対照表

改正後						改正前					
	多目的室C	<u>1, 2 2 0</u>	<u>1, 6 2 0</u>	<u>1, 6 2 0</u>	<u>4, 4 6 0</u>		多目的室C	<u>1, 2 0 0</u>	<u>1, 6 0 0</u>	<u>1, 6 0 0</u>	<u>4, 4 0 0</u>
	美術工芸室	<u>7 6 0</u>	<u>1, 0 1 0</u>	<u>1, 0 1 0</u>	<u>2, 7 8 0</u>		美術工芸室	<u>7 5 0</u>	<u>1, 0 0 0</u>	<u>1, 0 0 0</u>	<u>2, 7 5 0</u>
町田市 つくし 野コ ミュ ニテ ィセ ンタ ー	ホール	<u>1, 5 2 0</u>	<u>2, 0 8 0</u>	<u>2, 0 8 0</u>	<u>5, 6 8 0</u>	町田市 つくし 野コ ミュ ニテ ィセ ンタ ー	ホール	<u>1, 5 0 0</u>	<u>2, 0 5 0</u>	<u>2, 0 5 0</u>	<u>5, 6 0 0</u>
	第1会議室	<u>4 5 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>1, 7 7 0</u>		第1会議室	<u>4 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>1, 7 5 0</u>
	第2会議室	<u>9 1 0</u>	<u>1, 2 2 0</u>	<u>1, 2 2 0</u>	<u>3, 3 5 0</u>		第2会議室	<u>9 0 0</u>	<u>1, 2 0 0</u>	<u>1, 2 0 0</u>	<u>3, 3 0 0</u>
	和室(保育室)	<u>4 5 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>1, 7 7 0</u>		和室(保育室)	<u>4 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>1, 7 5 0</u>
	音楽室	<u>6 1 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>2, 3 3 0</u>		音楽室	<u>6 0 0</u>	<u>8 5 0</u>	<u>8 5 0</u>	<u>2, 3 0 0</u>
町田市 木曾 森野 コ ミュ ニテ ィセ ンタ ー	ホール	<u>1, 5 2 0</u>	<u>2, 0 8 0</u>	<u>2, 0 8 0</u>	<u>5, 6 8 0</u>	町田市 木曾 森野 コ ミュ ニテ ィセ ンタ ー	ホール	<u>1, 5 0 0</u>	<u>2, 0 5 0</u>	<u>2, 0 5 0</u>	<u>5, 6 0 0</u>
	第1会議室	<u>1, 2 2 0</u>	<u>1, 6 2 0</u>	<u>1, 6 2 0</u>	<u>4, 4 6 0</u>		第1会議室	<u>1, 2 0 0</u>	<u>1, 6 0 0</u>	<u>1, 6 0 0</u>	<u>4, 4 0 0</u>
	第2会議室	<u>6 1 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>2, 3 3 0</u>		第2会議室	<u>6 0 0</u>	<u>8 5 0</u>	<u>8 5 0</u>	<u>2, 3 0 0</u>
	和室(保育室)	<u>6 1 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>2, 3 3 0</u>		和室(保育室)	<u>6 0 0</u>	<u>8 5 0</u>	<u>8 5 0</u>	<u>2, 3 0 0</u>
	音楽室	<u>7 6 0</u>	<u>1, 0 1 0</u>	<u>1, 0 1 0</u>	<u>2, 7 8 0</u>		音楽室	<u>7 5 0</u>	<u>1, 0 0 0</u>	<u>1, 0 0 0</u>	<u>2, 7 5 0</u>
町田市 三輪 コ ミュ ニテ ィセ ンタ ー	ホール	<u>1, 5 2 0</u>	<u>2, 0 8 0</u>	<u>2, 0 8 0</u>	<u>5, 6 8 0</u>	町田市 三輪 コ ミュ ニテ ィセ ンタ ー	ホール	<u>1, 5 0 0</u>	<u>2, 0 5 0</u>	<u>2, 0 5 0</u>	<u>5, 6 0 0</u>
	第1会議室	<u>4 5 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>1, 7 7 0</u>		第1会議室	<u>4 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>1, 7 5 0</u>
	第2会議室	<u>6 1 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>2, 3 3 0</u>		第2会議室	<u>6 0 0</u>	<u>8 5 0</u>	<u>8 5 0</u>	<u>2, 3 0 0</u>
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	第4会議室	<u>6 1 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>2, 3 3 0</u>		第4会議室	<u>6 0 0</u>	<u>8 5 0</u>	<u>8 5 0</u>	<u>2, 3 0 0</u>
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	和室(保育室)	<u>4 5 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>1, 7 7 0</u>		和室(保育室)	<u>4 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>1, 7 5 0</u>
備考 略						備考 略					
2 附属設備使用料						2 附属設備使用料					
センターの名称		附属設備の名称		使用料		センターの名称		附属設備の名称		使用料	

町田市地域センター条例新旧対照表

改正後				改正前			
町田市忠生市民センター	グランドピアノ	半日につき	<u>520円</u>	町田市忠生市民センター	グランドピアノ	半日につき	<u>500円</u>
町田市鶴川市民センター		全日につき	<u>830円</u>	町田市鶴川市民センター		全日につき	<u>800円</u>
町田市南市民センター				町田市南市民センター			
町田市なるせ駅前市民センター				町田市なるせ駅前市民センター			
町田市堺市民センター				町田市堺市民センター			
町田市小山市民センター				町田市小山市民センター			
町田市木曾山崎コミュニティセンター				町田市木曾山崎コミュニティセンター			
町田市成瀬コミュニティセンター				町田市成瀬コミュニティセンター			
町田市つくし野コミュニティセンター				町田市つくし野コミュニティセンター			
町田市木曾森野コミュニティセンター				町田市木曾森野コミュニティセンター			
町田市三輪コミュニティセンター				町田市三輪コミュニティセンター			
備考 略				備考 略			

町田市民フォーラム条例新旧対照表

改正後						改正前							
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）							
1 施設使用料						1 施設使用料							
施設の名称		使用単位及び使用料（円）				施設の名称		使用単位及び使用料（円）					
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日		
ホール		8,700	11,610	11,610	31,920	ホール		8,550	11,400	11,400	31,350		
活動諸室	視聴覚室	1,680	2,240	2,240	6,160	活動諸室	視聴覚室	1,650	2,200	2,200	6,050		
	調理室	3,360	3,360	3,870	10,590		調理室	3,300	3,300	3,800	10,400		
	和室（水屋は和室（3）に含む。）	(1)	550	710	710		1,970	和室（水屋は和室（3）に含む。）	(1)	550	700	700	1,950
		(2)	550	710	710		1,970		(2)	550	700	700	1,950
		略	略	略	略		略		略	略	略	略	略
	第1学習室	A	710	960	960		2,630	第1学習室	A	700	950	950	2,600
		B	710	960	960		2,630		B	700	950	950	2,600
	第2学習室	A	710	960	960		2,630	第2学習室	A	700	950	950	2,600
B		710	960	960	2,630	B	700		950	950	2,600		
備考 略						備考 略							
2 附属設備使用料						2 附属設備使用料							
附属設備の名称		単位	使用料			附属設備の名称		単位	使用料				
グランドピアノ		1台1回	1,570円			グランドピアノ		1台1回	1,500円				
ホール内ビデオ上映設備一式		1式1回	1,570円			ホール内ビデオ上映設備一式		1式1回	1,500円				
視聴覚室内ビデオ上映設備一式		1式1回	1,570円			視聴覚室内ビデオ上映設備一式		1式1回	1,500円				
可動式ビデオ上映設備一式		1式1回	1,040円			可動式ビデオ上映設備一式		1式1回	1,000円				
書画カメラ		1台1回	520円			書画カメラ		1台1回	500円				

町田市民フォーラム条例新旧対照表

改正後	改正前
備考 略	備考 略

町田市男女平等推進センター条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
施設の名称	使用単位及び使用料（円）				施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
多目的実習室	<u>1, 320</u>	<u>1, 730</u>	<u>1, 730</u>	<u>4, 780</u>	多目的実習室	<u>1, 300</u>	<u>1, 700</u>	<u>1, 700</u>	<u>4, 700</u>
活動室	<u>1, 320</u>	<u>1, 730</u>	<u>1, 730</u>	<u>4, 780</u>	活動室	<u>1, 300</u>	<u>1, 700</u>	<u>1, 700</u>	<u>4, 700</u>
備考 略					備考 略				

町田市民ホール条例新旧対照表

改正後						改正前						
別表（第13条関係）						別表（第13条関係）						
1 施設の利用料金						1 施設の利用料金						
施設の名称等		利用単位及び利用料金				ホール	利用単位（時間）		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
		午前	午後	夜間	全日		利用日区分					
ホール	月曜日から金曜日まで	14,660円	25,140円	39,800円	70,190円	月曜日から金曜日まで	14,000円		24,000円	38,000円	67,000円	
	土曜日、日曜日及び休日	18,850円	33,520円	44,000円	88,000円		土曜日、日曜日及び休日	18,000円		32,000円	42,000円	84,000円
会議室		利用単位及び利用料金				会議室	利用単位（時間）		午前（午前9時から午後零時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
		午前	午後	夜間	全日		利用施設区分					
会議室	第1会議室	3,660円	4,190円	4,710円	11,520円	第1会議室	3,500円		4,000円	4,500円	11,000円	
	第2会議室	3,660円	4,190円	4,710円	11,520円	第2会議室	3,500円		4,000円	4,500円	11,000円	
	第3会議室	3,660円	4,190円	4,710円	11,520円	第3会議室	3,500円		4,000円	4,500円	11,000円	
	第4会議室	7,330円	8,380円	9,420円	23,040円	第4会議室	7,000円		8,000円	9,000円	22,000円	

町田市民ホール条例新旧対照表

改正後						改正前						
	第5会議室	<u>1,570</u> 円	<u>2,090</u> 円	<u>2,610</u> 円	<u>5,760</u> 円		第5会議室	<u>1,500</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>5,500</u> 円	
	練習室	<u>2,090</u> 円	<u>2,090</u> 円	<u>2,090</u> 円	<u>6,270</u> 円	練習室	利用単位(時間)	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後4時30分まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)	
	練習室	<u>2,090</u> 円	<u>2,090</u> 円	<u>2,090</u> 円	<u>6,270</u> 円		利用施設区分	練習室	<u>2,000</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>6,000</u> 円
ギャラリー	第1ギャラリー				<u>5,230</u> 円	ギャラリー	利用単位(時間)	全日(午前9時から午後10時まで)				
	第2ギャラリー				<u>8,380</u> 円		利用施設区分	第1ギャラリー	<u>5,000</u> 円			
								第2ギャラリー	<u>8,000</u> 円			
備考						備考						
<p>1 施設の利用単位は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後4時30分まで、夜間は午後5時30分から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。ただし、会議室の利用単位は、午前は午前9時から午後零時30分まで、午後は午後1時から午後5時までとする。</p>												

町田市民ホール条例新旧対照表

改正後				改正前			
<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>				<p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>			
2 附属設備の利用料金				2 附属設備の利用料金			
施設	種別	単位	金額	施設	種別	単位	金額
ホール	楽屋設備	1室、1区画又は1枚	<u>5,230円</u>	ホール	楽屋設備	1室、1区画又は1枚	<u>5,000円</u>
	舞台設備	1台、1本、1個、1双、1掛、1枚、1脚、1組、1キロワット又は1式	<u>10,470円</u>		舞台設備	1台、1本、1個、1双、1掛、1枚、1脚、1組、1キロワット又は1式	<u>10,000円</u>
	照明設備	1列、1台、1本、1個、1枚、1キロワット、1式又は1セット	<u>24,610円</u>		照明設備	1列、1台、1本、1個、1枚、1キロワット、1式又は1セット	<u>23,500円</u>
	音響設備	1台、1本、1チャンネル、1キロワット又は1式	<u>4,710円</u>		音響設備	1台、1本、1チャンネル、1キロワット又は1式	<u>4,500円</u>
	映写設備	1台、1個又は1式	<u>10,470円</u>		映写設備	1台、1個又は1式	<u>10,000円</u>
	その他	1枚又は1式	<u>10,470円</u>		その他	1枚又は1式	<u>10,000円</u>
会議室、練習室又はギャラリー	音響設備等	1台、1本、1双又は1式	<u>2,090円</u>	会議室、練習室又はギャラリー	音響設備等	1台、1本、1双又は1式	<u>2,000円</u>

町田市民ホール条例新旧対照表

改正後	改正前
備考 附属設備の利用料金は、 <u>1</u> の表に規定する利用単位のうち、午前、午後及び夜間の区分ごとに、それぞれ徴収する。	備考 附属設備の利用料金は、 <u>前項</u> の利用単位のうち、午前、午後及び夜間の区分ごとに、それぞれ徴収する。

町田市フォトサロン条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第14条関係）		別表（第14条関係）	
区分	利用料金（1日単位）	区分	利用料金（1日単位）
第1展示室（附属設備を含む。）	<u>2,090円</u>	第1展示室（附属設備を含む。）	<u>2,000円</u>
第2展示室（附属設備を含む。）	<u>1,040円</u>	第2展示室（附属設備を含む。）	<u>1,000円</u>

町田市鶴川緑の交流館条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
1 ホール等の利用料金				1 ホール等の利用料金			
施設		単位	利用料金	施設		単位	利用料金
ホール		1時間につき	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	ホール		1時間につき	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）
			土曜日、日曜日及び休日				土曜日、日曜日及び休日
			<u>3,350円</u>				<u>3,200円</u>
			<u>4,400円</u>				<u>4,200円</u>
活動諸室	練習室	1時間につき	<u>360円</u>	活動諸室	練習室	1時間につき	<u>350円</u>
	多目的室	1時間につき	<u>1,990円</u>		多目的室	1時間につき	<u>1,900円</u>
	会議室	1時間につき	<u>1,360円</u>		会議室	1時間につき	<u>1,300円</u>
	エクササイ ズルーム	1時間につき	<u>1,360円</u>		エクササイ ズルーム	1時間につき	<u>1,300円</u>
備考				備考			
1～3 略				1～3 略			
4 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。							
2 附属設備の利用料金				2 附属設備の利用料金			
施設	種別	単位	利用料金	施設	種別	単位	利用料金
ホール	楽屋設備	1時間につき	<u>1,250円</u>	ホール	楽屋設備	1時間につき	<u>1,200円</u>

町田市鶴川緑の交流館条例新旧対照表

改正後				改正前					
		舞台設備	1時間につき	<u>2,720円</u>		舞台設備	1時間につき	<u>2,600円</u>	
		照明設備	1時間につき	<u>5,650円</u>		照明設備	1時間につき	<u>5,400円</u>	
		音響設備	1時間につき	<u>1,040円</u>		音響設備	1時間につき	<u>1,000円</u>	
		映写設備	1時間につき	<u>1,670円</u>		映写設備	1時間につき	<u>1,600円</u>	
活動諸室	練習室	舞台設備	1時間につき	<u>360円</u>	活動諸室	練習室	舞台設備	1時間につき	<u>350円</u>
		音響設備	1時間につき	<u>480円</u>			音響設備	1時間につき	<u>460円</u>
	多目的室	舞台設備	1時間につき	<u>2,720円</u>	多目的室	舞台設備	1時間につき	<u>2,600円</u>	
		照明設備	1時間につき	<u>5,650円</u>		照明設備	1時間につき	<u>5,400円</u>	
		音響設備	1時間につき	<u>480円</u>		音響設備	1時間につき	<u>460円</u>	
		映写設備	1時間につき	<u>1,670円</u>		映写設備	1時間につき	<u>1,600円</u>	
	会議室	舞台設備	1時間につき	<u>360円</u>	会議室	舞台設備	1時間につき	<u>350円</u>	
		音響設備	1時間につき	<u>480円</u>		音響設備	1時間につき	<u>460円</u>	
		映写設備	1時間につき	<u>480円</u>		映写設備	1時間につき	<u>460円</u>	
	エクササイ ズルーム	舞台設備	1時間につき	<u>830円</u>	エクササイ ズルーム	舞台設備	1時間につき	<u>800円</u>	
		音響設備	1時間につき	<u>480円</u>		音響設備	1時間につき	<u>460円</u>	

町田市体育施設条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第3（第10条関係）				別表第3（第10条関係）			
施設の名称		休館日・休場日		施設の名称		休館日・休場日	
町田市立総合体育館		(1) 略 (2) 施設等の整備日(毎月の第1及び第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)		町田市立総合体育館		(1) 略 (2) 施設等の整備日(毎月の第1及び第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)	
町田市立室内プール				町田市立室内プール			
略		略		略		略	
別表第4（第16条関係）				別表第4（第16条関係）			
1 施設利用料金（会議室及び駐車場を除く。）				1 施設利用料金（会議室及び駐車場を除く。）			
(1) 専用利用の場合の利用料金				(1) 専用利用の場合の利用料金			
ア スポーツに利用する場合				ア スポーツに利用する場合			
施設の名称等			利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
				入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。	
町田市立総合	メインアリー	全面	3時間	<u>9,110円</u>	<u>18,200円</u>	<u>27,340円</u>	<u>36,450円</u>
		2/	3時	<u>6,070円</u>	<u>12,100円</u>	<u>18,200円</u>	<u>24,300円</u>
町田市立総合	メインアリー	全面	3時間	<u>8,700円</u>	<u>17,400円</u>	<u>26,100円</u>	<u>34,800円</u>
		2/	3時	<u>5,800円</u>	<u>11,600円</u>	<u>17,400円</u>	<u>23,200円</u>

町田市体育施設条例新旧対照表

改正後								改正前							
体育館	ナ	3面	間	0円	50円	20円	00円	体育館	ナ	3面	間	0円	00円	00円	00円
		1 / 3面	3時間	3,030円	6,070円	9,110円	12,150円			1 / 3面	3時間	2,900円	5,800円	8,700円	11,600円
	サブアリーナ	全面	3時間	4,190円	8,380円	12,570円	16,760円	サブアリーナ	全面	3時間	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	
		1 / 2面	3時間	2,090円	4,190円	6,280円	8,380円		1 / 2面	3時間	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	
	小体育室		3時間	1,880円	3,770円	5,650円	7,540円	小体育室		3時間	1,800円	3,600円	5,400円	7,200円	
	第1武道場		3時間	2,400円	4,810円	7,220円	9,630円	第1武道場		3時間	2,300円	4,600円	6,900円	9,200円	
	第2武道場		3時間	2,400円	4,810円	7,220円	9,630円	第2武道場		3時間	2,300円	4,600円	6,900円	9,200円	
	和洋弓場		3時間	2,400円	4,810円	7,220円	9,630円	和洋弓場		3時間	2,300円	4,600円	6,900円	9,200円	
町田市立室内プール	25メートルプール	平日	2時間	15,710円	31,420円	47,130円	62,840円	町田市立室内プール	25メートルプール	平日	2時間	15,000円	30,000円	45,000円	60,000円
		日曜日・休日	2時間	18,850円	37,710円	56,570円	75,430円			日曜日・休日	2時間	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円
	50メートルプール	平日	2時間	31,420円	62,840円	94,260円	125,680円	50メートルプール	平日	2時間	30,000円	60,000円	90,000円	120,000円	
		日曜日・休日	2時間	37,710円	75,430円	113,050円	150,670円		日曜日・休日	2時間	36,000円	72,000円	108,000円	144,000円	
三輪みどり山球場		2時間	2,090円	4,190円	6,280円	8,380円	三輪みどり山球場		2時間	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円		

町田市体育施設条例新旧対照表

改正後								改正前							
成瀬クリーンセンターテニスコート	1面	2時間	<u>1,040円</u>	<u>2,090円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>		成瀬クリーンセンターテニスコート	1面	2時間	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	
緑ヶ丘グラウンド		2時間	<u>2,090円</u>	<u>4,190円</u>	<u>6,280円</u>	<u>8,380円</u>		緑ヶ丘グラウンド		2時間	<u>2,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>8,000円</u>	
イ その他の事業等に利用する場合								備考							
イ その他の事業等に利用する場合								<p>1 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間（当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。）につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。</p> <p>2 町田市立室内プールにおける「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</p>							
								イ その他の事業等に利用する場合							
施設の名称等			利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			施設の名称等			利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
				入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。						入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。	
町田市立	メインア	全面	3時間	<u>182,280円</u>	<u>227,850円</u>	<u>273,420円</u>	<u>319,000円</u>	町田市立	メインア	全面	3時間	<u>174,000円</u>	<u>217,500円</u>	<u>261,000円</u>	<u>304,500円</u>

町田市体育施設条例新旧対照表

改正後								改正前							
総合 体育館	リー ナ	2 / 3面	3時 間	<u>121, 520円</u>	<u>151, 900円</u>	<u>182, 280円</u>	<u>212, 660円</u>	総合 体育館	リー ナ	2 / 3面	3時 間	<u>116, 000円</u>	<u>145, 000円</u>	<u>174, 000円</u>	<u>203, 000円</u>
		1 / 3面	3時 間	<u>60, 760円</u>	<u>75, 950円</u>	<u>91, 140円</u>	<u>106, 330円</u>			1 / 3面	3時 間	<u>58, 000円</u>	<u>72, 500円</u>	<u>87, 000円</u>	<u>101, 500円</u>
	サブ アリー ーナ	全面	3時 間	<u>83, 800円</u>	<u>104, 760円</u>	<u>125, 710円</u>	<u>146, 660円</u>	サブ アリー ーナ	全面	3時 間	<u>80, 000円</u>	<u>100, 000円</u>	<u>120, 000円</u>	<u>140, 000円</u>	
		1 / 2面	3時 間	<u>41, 900円</u>	<u>52, 380円</u>	<u>62, 850円</u>	<u>73, 330円</u>		1 / 2面	3時 間	<u>40, 000円</u>	<u>50, 000円</u>	<u>60, 000円</u>	<u>70, 000円</u>	
	小体育室		3時 間	<u>37, 710円</u>	<u>47, 140円</u>	<u>56, 570円</u>	<u>66, 000円</u>	小体育室	3時 間	<u>36, 000円</u>	<u>45, 000円</u>	<u>54, 000円</u>	<u>63, 000円</u>		
	第1武道場		3時 間	<u>48, 190円</u>	<u>60, 230円</u>	<u>72, 280円</u>	<u>84, 330円</u>	第1武道場	3時 間	<u>46, 000円</u>	<u>57, 500円</u>	<u>69, 000円</u>	<u>80, 500円</u>		
	第2武道場		3時 間	<u>48, 190円</u>	<u>60, 230円</u>	<u>72, 280円</u>	<u>84, 330円</u>	第2武道場	3時 間	<u>46, 000円</u>	<u>57, 500円</u>	<u>69, 000円</u>	<u>80, 500円</u>		
	和洋弓場		3時 間	<u>48, 190円</u>	<u>60, 230円</u>	<u>72, 280円</u>	<u>84, 330円</u>	和洋弓場	3時 間	<u>46, 000円</u>	<u>57, 500円</u>	<u>69, 000円</u>	<u>80, 500円</u>		
町田 市立 室内 プー ル	25 メー トル プー ル	平日	2時 間	<u>314, 280円</u>	<u>392, 850円</u>	<u>471, 420円</u>	<u>550, 000円</u>	町田 市立 室内 プー ル	25 メー トル プー ル	平日	2時 間	<u>300, 000円</u>	<u>375, 000円</u>	<u>450, 000円</u>	<u>525, 000円</u>
		日曜 日・ 休日	2時 間	<u>377, 140円</u>	<u>471, 420円</u>	<u>565, 710円</u>	<u>660, 000円</u>			日曜 日・ 休日	2時 間	<u>360, 000円</u>	<u>450, 000円</u>	<u>540, 000円</u>	<u>630, 000円</u>
	50 メー トル プー ル	平日	2時 間	<u>628, 570円</u>	<u>785, 710円</u>	<u>942, 850円</u>	<u>1, 100, 000円</u>	50 メー トル プー ル	平日	2時 間	<u>600, 000円</u>	<u>750, 000円</u>	<u>900, 000円</u>	<u>1, 050, 000円</u>	
		日曜 日・ 休日	2時 間	<u>754, 280円</u>	<u>942, 850円</u>	<u>1, 130, 420円</u>	<u>1, 320, 000円</u>		日曜 日・ 休日	2時 間	<u>720, 000円</u>	<u>900, 000円</u>	<u>1, 080, 000円</u>	<u>1, 260, 000円</u>	

町田市体育施設条例新旧対照表

改正後						改正前							
三輪みどり山球場		2時間	<u>41,900円</u>	<u>52,380円</u>	<u>62,850円</u>	<u>73,330円</u>	三輪みどり山球場		2時間	<u>40,000円</u>	<u>50,000円</u>	<u>60,000円</u>	<u>70,000円</u>
成瀬クリーンセンターテニスコート	1面	2時間	<u>20,950円</u>	<u>26,190円</u>	<u>31,420円</u>	<u>36,660円</u>	成瀬クリーンセンターテニスコート	1面	2時間	<u>20,000円</u>	<u>25,000円</u>	<u>30,000円</u>	<u>35,000円</u>
緑ヶ丘グラウンド		2時間	<u>41,900円</u>	<u>52,380円</u>	<u>62,850円</u>	<u>73,330円</u>	緑ヶ丘グラウンド		2時間	<u>40,000円</u>	<u>50,000円</u>	<u>60,000円</u>	<u>70,000円</u>
ウ 会議室の利用料金						備考							
施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			<p>1 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間（当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。）につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。</p> <p>2 町田市立室内プールにおける「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</p>							
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。								
施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			<p>ウ 会議室の利用料金</p>							
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。								

町田市体育施設条例新旧対照表

改正後							改正前						
町田市立総合体育館	第1会議室	3時間	520円	1,040円	1,570円	2,090円	町田市立総合体育館	第1会議室	3時間	500円	1,000円	1,500円	2,000円
	第2会議室	3時間	520円	1,040円	1,570円	2,090円		第2会議室	3時間	500円	1,000円	1,500円	2,000円
町田市立室内プール	会議室	3時間	1,040円	2,090円	3,140円	4,190円	町田市立室内プール	会議室	3時間	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円

備考 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間（当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。）につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 個人利用の場合の利用料金

施設の名称等		利用単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者
町田市立総合体育館	メインアリーナ	1回	310円	100円	100円	100円
	サブアリーナ					
	小体育室					
	第1武道場					
	第2武道場					
	和洋弓場					
	略		略	略	略	略

(2) 個人利用の場合の利用料金

施設の名称等		利用単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者
町田市立総合体育館	メインアリーナ	1回	300円	100円	100円	100円
	サブアリーナ					
	小体育室					
	第1武道場					
	第2武道場					
	和洋弓場					
	略		略	略	略	略

町田市体育施設条例新旧対照表

改正後							改正前						
	トレーニング室	3時間	310円		100円	100円		トレーニング室	3時間	300円		100円	100円
町田市立室内プール	プール	1回	310円	100円	100円	100円	町田市立室内プール	プール	1回	300円	100円	100円	100円
	トレーニング室	3時間	310円		100円	100円		トレーニング室	3時間	300円		100円	100円
備考							備考						
1～4 略							1～4 略						
5 町田市立室内プールのプールを50人以上の団体で利用する場合は、利用料金の総額から1割を減じた額を利用料金とする。 <u>この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>							5 町田市立室内プールのプールを50人以上の団体で利用する場合は、利用料金の総額から1割を減じた額を利用料金とする。						
6・7 略							6・7 略						
2 略							2 略						
3 附属設備利用料金							3 附属設備利用料金						
附属設備の名称等			利用単位	利用料金			附属設備の名称等			利用単位	利用料金		
				スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合						スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合	

町田市体育施設条例新旧対照表

改正後						改正前							
照明 設備	町田市立総合 体育館メイン アリーナ	全面	全灯	3時間	<u>11,310円</u>	<u>22,620円</u>	全面	全灯	3時間	<u>10,800円</u>	<u>21,600円</u>		
			3/4灯	3時間	<u>8,480円</u>	<u>16,970円</u>		3/4灯	3時間	<u>8,100円</u>	<u>16,200円</u>		
			1/2灯	3時間	<u>5,650円</u>	<u>11,310円</u>		1/2灯	3時間	<u>5,400円</u>	<u>10,800円</u>		
		2/3面	全灯	3時間	<u>7,540円</u>	<u>15,080円</u>	2/3面	全灯	3時間	<u>7,200円</u>	<u>14,400円</u>		
			3/4灯	3時間	<u>5,650円</u>	<u>11,310円</u>		3/4灯	3時間	<u>5,400円</u>	<u>10,800円</u>		
			1/2灯	3時間	<u>3,770円</u>	<u>7,540円</u>		1/2灯	3時間	<u>3,600円</u>	<u>7,200円</u>		
		1/3面	全灯	3時間	<u>3,770円</u>	<u>7,540円</u>	1/3面	全灯	3時間	<u>3,600円</u>	<u>7,200円</u>		
			3/4灯	3時間	<u>2,820円</u>	<u>5,650円</u>		3/4灯	3時間	<u>2,700円</u>	<u>5,400円</u>		
			1/2灯	3時間	<u>1,880円</u>	<u>3,770円</u>		1/2灯	3時間	<u>1,800円</u>	<u>3,600円</u>		
		三輪みどり山 球場	全面		30分	<u>1,460円</u>	<u>2,930円</u>		三輪みどり山 球場	全面		30分	<u>1,400円</u>
	成瀬クリーン センターテニ スコート	1面		30分	<u>410円</u>	<u>830円</u>		成瀬クリーン センターテニ スコート	1面		30分	<u>400円</u>	<u>800円</u>
放送 設備	町田市立総合 体育館メイン アリーナ	一式		1回	<u>3,240円</u>	<u>6,490円</u>	放送 設備	町田市立総合 体育館メイン アリーナ	一式		1回	<u>3,100円</u>	<u>6,200円</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

町田市体育施設条例新旧対照表

改正後						改正前					
得点表示設備	町田市立総合体育館メインアリーナ	一式	1回	<u>12,570</u> 円	<u>25,140</u> 円	得点表示設備	町田市立総合体育館メインアリーナ	一式	1回	<u>12,000</u> 円	<u>24,000</u> 円
電光表示設備	町田市立室内プール	一式	1回	<u>15,710</u> 円	<u>31,420</u> 円	電光表示設備	町田市立室内プール	一式	1回	<u>15,000</u> 円	<u>30,000</u> 円
水深加算	町田市立室内プール		1回	<u>64,950</u> 円	<u>129,900</u> 円	水深加算	町田市立室内プール		1回	<u>62,000</u> 円	<u>124,000</u> 円
備考 略						備考 略					

町田市立国際版画美術館条例新旧対照表

改正後			改正前				
別表第1 <u>(第3条関係)</u>			別表第1				
区分	企画展示を観覧する場合		常設展示を観覧する場合	区分	企画展示を観覧する場合		
	観覧料(1人につき)				観覧料(1人につき)		
	個人	団体(20人以上)			個人	団体(20人以上)	
一般	<u>1,250円</u>	<u>830円</u>	無料	一般	<u>1,200円</u>	<u>800円</u>	無料
大学の学生及び 高等学校の生徒 並びにこれらに 準ずる者	<u>730円</u>	<u>520円</u>		大学の学生及び 高等学校の生徒 並びにこれらに 準ずる者	<u>700円</u>	<u>500円</u>	
中学校の生徒及 び小学校の児童	<u>520円</u>	<u>310円</u>		中学校の生徒及 び小学校の児童	<u>500円</u>	<u>300円</u>	
備考			備考				
1 略			1 略				
2 満65歳以上の者の観覧料は、前項により定めた一般料金の半額とする。 <u>この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>			2 満65歳以上の者の観覧料は、前項により定めた一般料金の半額とする。				
3 略			3 略				
別表第2 <u>(第4条関係)</u>			別表第2				
区分	特別観覧料の金額		区分	特別観覧料の金額			
熟覧	2時間	<u>520円</u>	熟覧	2時間	<u>500円</u>		

町田市立国際版画美術館条例新旧対照表

改正後			改正前				
撮影（1点につき）	学術研究用	カラー <u>310円</u> モノクローム 150円	撮影（1点につき）	学術研究用	カラー <u>300円</u> モノクローム 150円		
	出版等の収入を伴う場合	カラー <u>4,710円</u> モノクローム <u>1,570円</u>		出版等の収入を伴う場合	カラー <u>4,500円</u> モノクローム <u>1,500円</u>		
別表第3（第6条関係）			別表第3				
区分	使用料			区分	使用料		
	午前10時から午後1時まで	午後1時から午後7時まで	午前10時から午後7時まで		午前10時から午後1時まで	午後1時から午後7時まで	午前10時から午後7時まで
市民展示室	—	—	<u>18,850円</u>	市民展示室	—	—	<u>18,000円</u>
アトリエ	<u>1,250円</u>	<u>2,510円</u>	<u>3,760円</u>	アトリエ	<u>1,200円</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,600円</u>
講堂	<u>4,190円</u>	<u>7,330円</u>	<u>11,520円</u>	講堂	<u>4,000円</u>	<u>7,000円</u>	<u>11,000円</u>
略	略			略	略		
備考 市民展示室の半室を使用するときの使用料は、 <u>9,420円</u> とする。			備考 市民展示室の半室を使用するときの使用料は、 <u>規定使用料の半額</u> とする。				

町田市葬具使用条例新旧対照表

改正後				改正前					
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）					
品名		単位	金額	品名		単位	金額		
祭壇	4段	8尺	1組	<u>73,330円</u>	祭壇	4段	8尺	1組	<u>70,000円</u>
	3段	4尺	1組	<u>37,710円</u>		3段	4尺	1組	<u>36,000円</u>
		6尺	1組	<u>50,280円</u>			6尺	1組	<u>48,000円</u>
		キリスト	1組	<u>26,190円</u>			キリスト	1組	<u>25,000円</u>
		神葬	1組	<u>26,190円</u>			神葬	1組	<u>25,000円</u>
	2段	4尺	1組	<u>20,950円</u>		2段	4尺	1組	<u>20,000円</u>
テント		1張	<u>2,610円</u>	テント		1張	<u>2,500円</u>		
椅子		1脚	200円	椅子		1脚	200円		
机（大）		1台	<u>1,040円</u>	机（大）		1台	<u>1,000円</u>		
机（小）		1台	<u>620円</u>	机（小）		1台	<u>600円</u>		
マイクセット		1組	<u>2,090円</u>	マイクセット		1組	<u>2,000円</u>		
高張提灯 <small>ちようちん</small> 一对		1組	<u>4,190円</u>	高張提灯 <small>ちようちん</small> 一对		1組	<u>4,000円</u>		
式幕一式（5枚）		1組	<u>5,230円</u>	式幕一式（5枚）		1組	<u>5,000円</u>		
銀プレスシート		1枚	<u>1,040円</u>	銀プレスシート		1枚	<u>1,000円</u>		
導師用金欄座布団 <small>らん</small>		1枚	<u>1,360円</u>	導師用金欄座布団 <small>らん</small>		1枚	<u>1,300円</u>		
略		略	略	略		略	略		
土足用シート一式（4枚）		1組	<u>2,090円</u>	土足用シート一式（4枚）		1組	<u>2,000円</u>		
座布団一式（5枚）		1組	<u>520円</u>	座布団一式（5枚）		1組	<u>500円</u>		
案内提灯 <small>ちようちん</small>		1灯	<u>620円</u>	案内提灯 <small>ちようちん</small>		1灯	<u>600円</u>		

町田市葬具使用条例新旧対照表

改正後			改正前		
木魚一式	1組	<u>3, 140円</u>	木魚一式	1組	<u>3, 000円</u>
鐘一式	1組	<u>3, 140円</u>	鐘一式	1組	<u>3, 000円</u>
曲録	1脚	<u>1, 360円</u>	曲録	1脚	<u>1, 300円</u>

町田市わくわくプラザ条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第14条関係）					別表（第14条関係）				
施設名称	利用単位及び利用料金（円）				施設名称	利用単位及び利用料金（円）			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
第1会議室	<u>610</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,330</u>	第1会議室	<u>600</u>	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>2,300</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
講習室	<u>1,520</u>	<u>2,080</u>	<u>2,080</u>	<u>5,680</u>	講習室	<u>1,500</u>	<u>2,050</u>	<u>2,050</u>	<u>5,600</u>

町田市健康福祉会館条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
施設名称	使用単位及び使用料（円）				施設名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
講習室	<u>2,390</u>	<u>3,150</u>	<u>3,150</u>	<u>8,690</u>	講習室	<u>2,350</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>8,550</u>

町田市子ども創造キャンパスひなた村条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
1 施設の利用料金				1 施設の利用料金			
施設の名称	利用単位	利用料金の額		施設の名称	利用単位	利用料金の額	
		子ども団体利用	子ども団体利用以外			子ども団体利用	子ども団体利用以外
ホール	午前（午前9時から正午までの時間をいう。）	<u>1,620円</u>	<u>4,880円</u>	ホール	午前（午前9時から正午までの時間をいう。）	<u>1,600円</u>	<u>4,800円</u>
	午後（午後1時から午後5時までの時間をいう。）	<u>2,340円</u>	<u>7,020円</u>		午後（午後1時から午後5時までの時間をいう。）	<u>2,300円</u>	<u>6,900円</u>
	夜間（午後5時30分から午後9時までの時間をいう。）	<u>2,340円</u>	<u>7,020円</u>		夜間（午後5時30分から午後9時までの時間をいう。）	<u>2,300円</u>	<u>6,900円</u>
	全日（午前9時から午後9時までの時間をいう。）	<u>6,300円</u>	<u>18,920円</u>		全日（午前9時から午後9時までの時間をいう。）	<u>6,200円</u>	<u>18,600円</u>
略	略	略	略	略	略	略	略
野外炊事場	1回につき	170円	<u>540円</u>	野外炊事場	1回につき	170円	<u>530円</u>
備考 略				備考 略			
2 附属設備の利用料金				2 附属設備の利用料金			
附属設備の名称		利用料金の額		附属設備の名称		利用料金の額	
グランドピアノ（ホール）		<u>2,610円</u>		グランドピアノ（ホール）		<u>2,500円</u>	

町田市子ども創造キャンパスひなた村条例新旧対照表

改正後		改正前	
グランドピアノ（レクリエーションルーム）	<u>520円</u>	グランドピアノ（レクリエーションルーム）	<u>500円</u>
照明セット（音楽会用）	<u>1,040円</u>	照明セット（音楽会用）	<u>1,000円</u>
照明セット（演劇用）	<u>2,610円</u>	照明セット（演劇用）	<u>2,500円</u>
音響セット	<u>1,570円</u>	音響セット	<u>1,500円</u>
備考 略		備考 略	

町田市大地沢青少年センター条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
1 施設使用料					1 施設使用料				
施設		使用区分及び単位	金額		施設		使用区分及び単位	金額	
			青少年団体等	一般				青少年団体等	一般
本館	宿泊室兼多目的室	1室1泊につき	<u>10,470円</u>	<u>13,610円</u>	本館	宿泊室兼多目的室	1室1泊につき	<u>10,000円</u>	<u>13,000円</u>
		午前	<u>1,040円</u>	<u>1,570円</u>			午前	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>
		午後	<u>1,570円</u>	<u>2,090円</u>			午後	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>
	和室	1室1泊につき	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>	和室	1室1泊につき	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	
	ホール	午前	<u>2,090円</u>	<u>3,140円</u>	ホール	午前	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	
		午後	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>		午後	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	
夜間		<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>	夜間		<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>		
キャビン	1棟1泊につき	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>	キャビン	1棟1泊につき	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>		
貸出テント	1張1泊につき	<u>310円</u>	<u>410円</u>	貸出テント	1張1泊につき	<u>300円</u>	<u>400円</u>		
テントサイト	一区画1泊につき	<u>310円</u>	<u>410円</u>	テントサイト	一区画1泊につき	<u>300円</u>	<u>400円</u>		
工芸室	午前	<u>1,040円</u>	<u>1,570円</u>	工芸室	午前	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>		
	午後	<u>1,570円</u>	<u>2,090円</u>		午後	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>		
	夜間	<u>1,570円</u>	<u>2,090円</u>		夜間	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>		
備考 略					備考 略				
2 附属設備使用料					2 附属設備使用料				

町田市大地沢青少年センター条例新旧対照表

改正後			改正前		
名称	使用単位	金額	名称	使用単位	金額
グランドピアノ（本館ホール）	1回につき	<u>520円</u>	グランドピアノ（本館ホール）	1回につき	<u>500円</u>
備考 略			備考 略		

町田市自然休暇村条例新旧対照表

改正後						改正前					
別表（第14条関係）						別表（第14条関係）					
区分				金額		区分				金額	
				市民	市民以外					市民	市民以外
宿泊料 金（1人 1泊に つき）	本館	大人	1室を1人 で使用する 場合	<u>4,190円</u>	<u>6,280円</u>	本館	大人	1室を1人 で使用する 場合	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>	
			1室を2人 以上で使用 する場合	<u>2,610円</u>	<u>4,710円</u>			1室を2人 以上で使用 する場合	<u>2,500円</u>	<u>4,500円</u>	
		子ども	<u>1,570円</u>	<u>2,610円</u>	子ども		<u>1,500円</u>	<u>2,500円</u>			
	キャビン	大人	1棟を1人 で使用する 場合	<u>2,610円</u>	<u>4,710円</u>	キャビン	大人	1棟を1人 で使用する 場合	<u>2,500円</u>	<u>4,500円</u>	
			1棟を2人 以上で使用 する場合	<u>1,300円</u>	<u>2,350円</u>			1棟を2人 以上で使用 する場合	<u>1,250円</u>	<u>2,250円</u>	
		子ども	<u>520円</u>	<u>1,040円</u>	子ども		<u>500円</u>	<u>1,000円</u>			
	テントサ イト	大人		200円	<u>410円</u>	テントサ イト	大人		200円	<u>400円</u>	
		略		略	略		略	略	略		
	休憩料金（1人1回 につき）	大人		200円	<u>410円</u>	休憩料金（1人1回 につき）	大人		200円	<u>400円</u>	
		略		略	略		略	略	略		

町田市自然休暇村条例新旧対照表

改正後			改正前		
ペット宿泊料金（1頭1泊につき）	<u>520円</u>	<u>1,040円</u>	ペット宿泊料金（1頭1泊につき）	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>
備考 略			備考 略		

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(駐車料金の額等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 定期駐車券の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車券 <u>18,850円</u></p> <p>(2) 原町田一丁目駐車場平日定期駐車券 <u>9,420円</u></p> <p>6～8 略</p> <p>別表(第6条関係)</p>	<p>(駐車料金の額等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 定期駐車券の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車券 <u>18,000円</u></p> <p>(2) 原町田一丁目駐車場平日定期駐車券 <u>9,000円</u></p> <p>6～8 略</p> <p>別表(第6条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 703 730 762">区分</th> <th data-bbox="734 703 1061 762">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 764 730 823">略</td> <td data-bbox="734 764 1061 823">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 825 730 884">原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金</td> <td data-bbox="734 825 1061 884"><u>18,850円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 885 730 944">原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金</td> <td data-bbox="734 885 1061 944"><u>9,420円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略	略	原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金	<u>18,850円</u>	原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金	<u>9,420円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 703 1704 762">区分</th> <th data-bbox="1709 703 2036 762">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 764 1704 823">略</td> <td data-bbox="1709 764 2036 823">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 825 1704 884">原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金</td> <td data-bbox="1709 825 2036 884"><u>18,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 885 1704 944">原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金</td> <td data-bbox="1709 885 2036 944"><u>9,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略	略	原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金	<u>18,000円</u>	原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金	<u>9,000円</u>
区分	金額																
略	略																
原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金	<u>18,850円</u>																
原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金	<u>9,420円</u>																
区分	金額																
略	略																
原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金	<u>18,000円</u>																
原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金	<u>9,000円</u>																
備考 略	備考 略																

町田市文化交流センター条例新旧対照表

改正後							改正前						
別表（第13条関係）							別表（第13条関係）						
1 施設の利用料金							1 施設の利用料金						
施設	名称	定員 (人)	利用単位及び利用料金（円）				施設	名称	定員 (人)	利用単位及び利用料金（円）			
			午前（午前 9時から 正午まで）	午後（午後 1時から 午後5時 まで）	夜間（午後 6時から 午後9時 まで）	全日（午前 9時から 午後9時 まで）				午前（午前 9時から 正午まで）	午後（午後 1時から 午後5時 まで）	夜間（午後 6時から 午後9時 まで）	全日（午前 9時から 午後9時 まで）
会議 室	けやき	120	<u>35,090</u>	<u>50,280</u>	<u>37,710</u>	<u>123,080</u>	会議 室	けやき	120	<u>33,500</u>	<u>48,000</u>	<u>36,000</u>	<u>117,500</u>
	けやき東	60	<u>18,850</u>	<u>26,190</u>	<u>19,590</u>	<u>64,630</u>		けやき東	60	<u>18,000</u>	<u>25,000</u>	<u>18,700</u>	<u>61,700</u>
	けやき西	60	<u>18,850</u>	<u>26,190</u>	<u>19,590</u>	<u>64,630</u>		けやき西	60	<u>18,000</u>	<u>25,000</u>	<u>18,700</u>	<u>61,700</u>
	サルビア	24	<u>10,470</u>	<u>15,190</u>	<u>11,310</u>	<u>36,970</u>		サルビア	24	<u>10,000</u>	<u>14,500</u>	<u>10,800</u>	<u>35,300</u>
	サルビア東	12	<u>6,280</u>	<u>8,900</u>	<u>6,600</u>	<u>21,780</u>		サルビア東	12	<u>6,000</u>	<u>8,500</u>	<u>6,300</u>	<u>20,800</u>
	サルビア西	12	<u>6,280</u>	<u>8,900</u>	<u>6,600</u>	<u>21,780</u>		サルビア西	12	<u>6,000</u>	<u>8,500</u>	<u>6,300</u>	<u>20,800</u>
	カトレア	18	<u>7,540</u>	<u>10,470</u>	<u>7,850</u>	<u>25,860</u>		カトレア	18	<u>7,200</u>	<u>10,000</u>	<u>7,500</u>	<u>24,700</u>
	コスモス	18	<u>7,540</u>	<u>10,470</u>	<u>7,850</u>	<u>25,860</u>		コスモス	18	<u>7,200</u>	<u>10,000</u>	<u>7,500</u>	<u>24,700</u>
和室		14	<u>6,280</u>	<u>8,900</u>	<u>6,600</u>	<u>21,780</u>	和室		14	<u>6,000</u>	<u>8,500</u>	<u>6,300</u>	<u>20,800</u>

町田市文化交流センター条例新旧対照表

改正後						改正前					
ホール	144	<u>37,710</u>	<u>60,760</u>	<u>45,570</u>	<u>144,040</u>	ホール	144	<u>36,000</u>	<u>58,000</u>	<u>43,500</u>	<u>137,500</u>
スタジオ	18	<u>7,540</u>	<u>10,470</u>	<u>7,850</u>	<u>25,860</u>	スタジオ	18	<u>7,200</u>	<u>10,000</u>	<u>7,500</u>	<u>24,700</u>
ギャラリー		<u>3,140</u>	<u>4,190</u>	<u>3,140</u>	<u>10,470</u>	ギャラリー		<u>3,000</u>	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	<u>10,000</u>
テラス	30	<u>7,540</u>	<u>10,470</u>	<u>7,850</u>	<u>25,860</u>	テラス	30	<u>7,200</u>	<u>10,000</u>	<u>7,500</u>	<u>24,700</u>
備考						備考					
1～5 略						1～5 略					
6 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。											
2 附属設備の利用料金						2 附属設備の利用料金					
施設	種別	単位	利用料金(円)			施設	種別	単位	利用料金(円)		
ホール	楽屋設備	1室	<u>5,230</u>			ホール	楽屋設備	1室	<u>5,000</u>		
	舞台設備	1式	<u>10,470</u>				舞台設備	1式	<u>10,000</u>		
	照明設備	1式	<u>24,090</u>				照明設備	1式	<u>23,000</u>		
	音響設備	1式	<u>10,470</u>				音響設備	1式	<u>10,000</u>		
	映写設備	1式	<u>15,710</u>				映写設備	1式	<u>15,000</u>		
	その他	1式	<u>10,470</u>				その他	1式	<u>10,000</u>		
会議室、スタジオ、ギャラリー又はテラス	音響設備	1式	<u>3,140</u>			会議室、スタジオ、ギャラリー又はテラス	音響設備	1式	<u>3,000</u>		
	映写設備	1式	<u>5,230</u>				映写設備	1式	<u>5,000</u>		

町田市文化交流センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>備考</p> <p>1 附属設備の利用料金は、<u>1の表に規定する利用単位のうち、午前、午後及び夜間の区分ごとに、それぞれ徴収する。</u></p> <p>2 施設の利用時間の繰上げ又は延長をした場合における附属設備の利用料金は、1時間ごと（1時間未満のときは、1時間として計算する。）につき、当該利用料金に4分の1を乗じて得た額とする。<u>この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>備考</p> <p>1 附属設備の利用料金は、<u>前項の利用単位のうち、午前、午後及び夜間の区分ごとに、それぞれ徴収する。</u></p> <p>2 施設の利用時間の繰上げ又は延長をした場合における附属設備の利用料金は、1時間ごと（1時間未満のときは、1時間として計算する。）につき、当該利用料金に4分の1を乗じて得た額とする。</p>

町田市小野路宿里山交流館条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第14条関係） 施設の利用料金				別表（第14条関係） 施設の利用料金			
施設	利用単位及び利用料金（円）			施設	利用単位及び利用料金（円）		
	午前（午前9時から午後1時まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	全日（午前9時から午後5時まで）		午前（午前9時から午後1時まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	全日（午前9時から午後5時まで）
略	略	略	略	略	略	略	略
土蔵			<u>1, 2 2 0</u>	土蔵			<u>1, 2 0 0</u>
製茶場			<u>8 1 0</u>	製茶場			<u>8 0 0</u>

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第46条関係） 処理手数料		別表（第46条関係） 処理手数料	
1・2 略		1・2 略	
3 し尿		3 し尿	
区分	処理手数料	区分	処理手数料
毎年4月1日における下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に定める改造義務期限を経過した区域（同項の規定による改造が困難であると市長が認める区域を除く。以下この項において「改造義務期限経過区域」という。）において日常生活に伴って排出されるもの	1便槽1回につき <u>4,070円</u>	毎年4月1日における下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に定める改造義務期限を経過した区域（同項の規定による改造が困難であると市長が認める区域を除く。以下この項において「改造義務期限経過区域」という。）において日常生活に伴って排出されるもの	1便槽1回につき <u>4,000円</u>
毎年4月1日における改造義務期限経過区域以外の区域において日常生活に伴って排出されるもの	1便槽1回につき <u>2,030円</u>	毎年4月1日における改造義務期限経過区域以外の区域において日常生活に伴って排出されるもの	1便槽1回につき <u>2,000円</u>
事業活動に伴って排出されるもの	36リットルまでごとにつき <u>1,010円</u>	事業活動に伴って排出されるもの	36リットルまでごとにつき <u>1,000円</u>
備考 略		備考 略	
4 ディスポーザ排水処理システムから排出される汚泥		4 ディスポーザ排水処理システムから排出される汚泥	
区分	処理手数料	区分	処理手数料
共同住宅から排出されるもの	1立方メートルまでごとにつき <u>1,570円</u>	共同住宅から排出されるもの	1立方メートルまでごとにつき <u>1,500円</u>
一戸建て住宅から排出されるもの	1世帯1回につき <u>1,570円</u>	一戸建て住宅から排出されるもの	1世帯1回につき <u>1,500円</u>

町田えびね苑条例新旧対照表

改正後				改正前			
(入苑料) 第4条 前条のえびねの開花期間中に、入苑しようとする者は、次に定める入苑料を前納しなければならない。				(入苑料) 第4条 前条のえびねの開花期間中に、入苑しようとする者は、次に定める入苑料を前納しなければならない。			
区分	入苑料		単位	区分	入苑料		単位
	個人	団体（20人以上）			個人	団体（20人以上）	
一般	<u>310円</u>	<u>260円</u>	1人1回	一般	<u>300円</u>	<u>250円</u>	1人1回
略	略	略		略	略	略	
2・3 略				2・3 略			

町田市民文学館条例新旧対照表

改正後						改正前					
別表第1 (第8条関係)						別表第1 (第8条関係)					
観覧料	1人につき <u>1,040円</u> の範囲内で教育委員会が定める額					観覧料	1人につき <u>1,000円</u> の範囲内で教育委員会が定める額				
別表第2 (第12条関係)						別表第2 (第12条関係)					
1 施設使用料						1 施設使用料					
施設 の 名 称	定員 (人)	利用単位及び使用料 (円)				施設 の 名 称	定員 (人)	利用単位及び使用料 (円)			
		午前(午前 9時から 午後0時 30分ま で)	午後(午後 1時から 午後5時 まで)	夜間(午後 5時30 分から午 後10時 まで)	全日(午前 9時から 午後10 時まで)			午前(午前 9時から 午後0時 30分ま で)	午後(午後 1時から 午後5時 まで)	夜間(午後 5時30 分から午 後10時 まで)	全日(午前 9時から 午後10 時まで)
大会 議室	54 (机あり) 108 (机なし)	<u>2,540</u>	<u>2,900</u>	<u>2,900</u>	<u>8,340</u>	大会 議室	54 (机あり) 108 (机なし)	<u>2,500</u>	<u>2,850</u>	<u>2,850</u>	<u>8,200</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
第6 会議 室	30	<u>1,170</u>	<u>1,320</u>	<u>1,320</u>	<u>3,810</u>	第6 会議 室	30	<u>1,150</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	<u>3,750</u>
保育 室	12	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>710</u>	<u>2,030</u>	保育 室	12	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>2,000</u>
備考 略						備考 略					
2 附属設備使用料						2 附属設備使用料					
附属設備の名称		使用単位		使用料		附属設備の名称		使用単位		使用料	
大会議室内視聴覚設備一式		一式 1回		<u>1,570円</u>		大会議室内視聴覚設備一式		一式 1回		<u>1,500円</u>	
備考 略						備考 略					

町田市公民館条例新旧対照表

改正後					改正前					
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）					
1 施設使用料					1 施設使用料					
施設の名称	使用単位及び使用料（円）				施設の名称	使用単位及び使用料（円）				
	午前（午前9時から午後0時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）		午前（午前9時から午後0時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）	
ホール	4,120	4,730	4,120	12,970	ホール	4,050	4,650	4,050	12,750	
諸活動室	学習室1	910	1,010	910	2,830	学習室1	900	1,000	900	2,800
	学習室2	1,570	1,780	1,570	4,920	学習室2	1,550	1,750	1,550	4,850
	学習室3	500	610	500	1,610	学習室3	500	600	500	1,600
	学習室4	500	610	500	1,610	学習室4	500	600	500	1,600
	学習室5	610	710	610	1,930	学習室5	600	700	600	1,900
	学習室6	610	710	610	1,930	学習室6	600	700	600	1,900
	学習室7	810	960	810	2,580	学習室7	800	950	800	2,550
	視聴覚室	1,570	1,780	1,570	4,920	視聴覚室	1,550	1,750	1,550	4,850
	調理実習室	1,780	2,030	1,780	5,590	調理実習室	1,750	2,000	1,750	5,500
	美術工芸室	1,270	1,470	1,270	4,010	美術工芸室	1,250	1,450	1,250	3,950
	プレイルーム	810	960	810	2,580	プレイルーム	800	950	800	2,550
	音楽室1	910	1,060	910	2,880	音楽室1	900	1,050	900	2,850
	音楽室2	500	610	500	1,610	音楽室2	500	600	500	1,600
	和室1	1,060	1,220	1,060	3,340	和室1	1,050	1,200	1,050	3,300

町田市公民館条例新旧対照表

改正後					改正前						
	和室2	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>710</u>	<u>2,230</u>		和室2	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>700</u>	<u>2,200</u>
	保育室	<u>1,880</u>	<u>2,130</u>	<u>1,880</u>	<u>5,890</u>		保育室	<u>1,850</u>	<u>2,100</u>	<u>1,850</u>	<u>5,800</u>
2 附属設備使用料					2 附属設備使用料						
附属設備の名称		使用単位	使用料(円)		附属設備の名称		使用単位	使用料(円)			
ホール内	グランドピアノ	1台1回	<u>1,570</u>		ホール内	グランドピアノ	1台1回	<u>1,500</u>			
	反響板一式	1式1回	<u>1,570</u>			反響板一式	1式1回	<u>1,500</u>			
	ロールバックチェア一式	1式1回	<u>3,140</u>			ロールバックチェア一式	1式1回	<u>3,000</u>			
	上映設備一式	1式1回	<u>1,570</u>			上映設備一式	1式1回	<u>1,500</u>			
視聴覚室内上映設備一式		1式1回	<u>1,570</u>		視聴覚室内上映設備一式		1式1回	<u>1,500</u>			
可動式上映設備一式		1式1回	<u>1,040</u>		可動式上映設備一式		1式1回	<u>1,000</u>			
備考 略					備考 略						

町田市立学校施設の開放に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
開放施設	使用料	開放施設	使用料
略	略	略	略
温水プール	1回大人 <u>310円</u> 、子ども（小学生及び中学生）100円 ただし、満65歳以上の者及び障がい者の使用料は、100円とする。	温水プール	1回大人 <u>300円</u> 、子ども（小学生及び中学生）100円 ただし、満65歳以上の者及び障がい者の使用料は、100円とする。
校庭照明設備	30分までごとにつき <u>620円</u> （小学生、中学生又は高校生主体の団体は半額）	校庭照明設備	30分までごとにつき、 <u>600円</u> （小学生、中学生又は高校生主体の団体は半額）
備考 略		備考 略	